

令和8年度第1回米子市障がい者計画等推進委員会【概要】

【概要】

○日時： 令和8年7月8日(水) 午後2時～午後3時40分

○場所： 米子市役所 401会議室

○出席委員：12名

吉岡委員、平林委員、森本委員、内藤委員、西村委員、植村委員、廣江委員、光岡委員、大森委員、松本委員、八重沢委員、渡部委員（欠席：安達委員）

○事務局：

障がい者支援課：伊藤次長、橋本担当課長補佐、柴田担当課長補佐、
八幡係長、渡邊係長

福祉政策課：安藤担当課長補佐、仲佐主任

こども相談課：足立課長補佐

学校教育課：國頭担当課長補佐

【議事録】

1 開会（午後2時00分）

2 部長あいさつ

- ・委員就任への謝辞。
- ・基本施策である「米子市障害者支援プラン2024」の策定から2年3ヶ月が経過し、社会情勢の変化に伴う時点修正や、より良い方向に見直しを行う必要がある。
- ・障がいのある方が住み慣れた地域で自立して社会参加できる共生社会の基礎となるよう、各立場からの率直な意見と計画策定への協力を願う。

3 委員紹介

4 委員長及び副委員長選出

委員長に大森委員、副委員長に安達委員がそれぞれ選出された。

5 委員長あいさつ

来年度に向けた計画見直しにあたり、委員の意見を聞きながら良い計画を作りたい。障がいのある方が暮らしやすいまち是谁にとっても暮らしやすいまちであるため、計画を立てるだけでなく、それをどのように実現していくかという実行の視点も含めて皆様と協議していきたい。

6 議題

○計画策定の概要、今後の予定について

事務局より以下の説明が行われた。

- ・計画の構成：米子市障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画について、策定や見直しを行う。

- ・次期プランの策定：「米子市障がい者支援プラン 2027（仮称）」の策定に向け、目標値の検証や見直しを行う。障がい者計画については時点修正を行う。
- ・委員の任期：本日から令和 10 年 3 月 31 日まで。
- ・スケジュール：今年度は計 5 回の委員会を開催する予定。

○第 5 次障害者基本計画（基本指針）について

事務局より、国が示す基本指針の改定内容等について説明が行われた。

（委員）

サービス提供体制の適正化における、総量規制の「重度」の捉え方はどのようなになっているか。

（事務局）

障がい支援区分のスコアや麻痺の状態などから複合的に判断する。

（委員）

精神障がいに関する「心の不調のサイン」という表現について、人によっては単なる性格と見過ごす場合もあり、基準が曖昧ではないか。

（事務局）

個々人で差はあるが、一定の指標で把握しやすくするための「心のサポーター」等の説明としての言葉である。

（委員）

基本指針で「高次脳機能障がい者への支援強化」が新規項目とされた背景と、市の今後の具体的な取り組み内容について教えてほしい。

（事務局）

見えにくい障がいであり、地域生活に不安を感じる方が多いことが想定される。市としては、保健師等の職員が日常の様子を伺いながら、不安に寄り添い必要なサービスを提案していく接し方を考えている。

（委員）

活動指標のベースとなる数値は既存のものか、市独自のものか。また、数値をどのように取得するのか。

（事務局）

既存のものと国の指針からの新規項目の両方が含まれている。具体的な数値の設定方法については、次回以降の会議で提案し協議していく。

○関係団体からの聞き取り結果について

事務局より、16 団体から実施したヒアリング結果における現状や課題等について説明が行われた。

（委員）

一部の参加者の意見だけが反映されないよう丁寧な意見聴取を継続し、ヒアリング一覧に載っていない団体からも広く意見を聴取する工夫が必要である。

（事務局）

今回欠席した団体には文書での意見提出を打診したが、提出には至らなかった。今後の意見聴取の幅広い方法については検討する。

(委員)

親亡き後の住まいについて、親が望む形だけでなく、障がいのある本人がどう生きたいかという本人の意見を直接聞く機会を増やすべきである。また、小規模な団体や幅広い年齢層からも意見を拾い上げる工夫が必要である。

(事務局)

意見聴取は対面やオンライン、文書など様々な方法を提案している。当事者の意見を聞く場としては自立支援協議会の「当事者の会」等があり、今後も継続・拡大していく。小規模な団体等に関する情報があれば、ぜひ情報提供いただきたい。

(委員)

高齢の保護者の意見が多く見受けられるが、若い世代や子どもの当事者の意見も必要である。また、視覚・聴覚障がい者が一般的なグループホームに入所した場合のコミュニケーションの孤立を防ぐため、障がいに特化したグループホームが必要である。

○次期計画の見込み量、目標の設定について

(委員)

意見申し出制度や総量規制を活用していくためには計画の見込み量の設定が重要である。見込み量の設定にあたっては、例年どおりの方法ではなく、米子市の実態やあるべき姿を踏まえ、根拠を持って数値を設定する必要がある。

(委員)

計画策定にあたっては、障がいのある当事者の参画が必要である。日々の生活を支えるサービスの不足が深刻であるため、「基本的生活の保障」というスタンスで計画策定を進めるべきである。目標値の設定時には、全国平均や県内の18歳以上人口に占める利用者割合、伸び率などの客観的なデータを提示していただきたい。

○次期計画の実効性について

(委員)

策定された計画を実行するためのアクションプランや、スケジュール・役割分担はどのようになっているか。

(事務局)

アクションプランという形ではないが、3年間の計画期間中に数値目標や掲げた項目の実現に向けて動かしていく。これまでの取り組みの評価方法に課題があるため、実績を踏まえつつ重点化して進める手法をとる必要があると考えている。

○障がい児のインクルージョン推進について

(委員)

ニーズに合わせて専門施設を増やすだけでなく、一般の保育所や学童クラブ等での受け入れを進めるべきである。市の中で、一般の子育て施策担当と協議や共有をする場はあるか。

(事務局)

こども総本部において母子保健と障がい福祉の担当が連携し、保育所・幼稚園への支援拡充等について協議している。また、児童発達支援センターから地域へ出向く事業や、保育所等の職員への支援も拡充していく方針である。

○選挙における情報アクセシビリティの向上について
(委員)

直近の市議会議員選挙で様々な障がい者への配慮が十分であったか検証し、次回に向けて多様な形での情報提供を検討すべきである。また、精神科病院等に入院中の患者の投票権を保障するため、不在者投票を実施していない病院への働きかけを行う必要がある。

7 閉会（午後 3 時 40 分）